

## 矢板市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、矢板市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に  
関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議  
当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始30分前から10分前までに行うものとする。ただし、会  
議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この  
限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になり次  
第当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍  
聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができ  
ない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯して  
いる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯して  
いる者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメ  
ットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している  
者（事前に総合教育会議の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号まで  
に規定する物品を携帯しているか否かを職員に質問させることができる。

3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を

禁止することができる。

- 4 満18歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴にあたり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、総合教育会議は、職員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、矢板市総合教育会議設置要綱第5条の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章等を着用するものとする。

- 2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から適用する。